

部内限

基発第436号

平成元年8月4日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

石綿製品製造事業場に対する調査的監督の実施について

標記については、平成元年2月23日付け基発第79号「平成元年度労働基準行政の運営について」の第2部の第2の7の(3)及び平成元年2月23日付け基発第80号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の3の(4)において、本年度実施する予定としていたところであるが、具体的には下記によることとしたので、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 本調査的監督の目的

石綿の製造・取扱事業場における石綿による健康障害の予防対策については、昭和51年5月22日付け基発第408号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」及び昭和59年2月16日付け基発第77号「今後における労働衛生監督指導の進め方について」に基づき、各局においてその重点的な推進に努めているところである。

また、石綿製品の製造事業場からの石綿粉じんの一般大気への飛散が社会的に注目されてきており、先の通常国会においてその防止を目的とした大気汚染防止法の一部改正が行われたところであるが、労働安全衛生法第27条第2項においても、一般公衆の災害の防止に配慮することとされており、特定化学物質等障害予防規則第9条において定められている除じん装置の設置等の徹底を図る必要がある。

このような状況にかんがみ、石綿による健康障害予防対策の徹底を期するとともに、今後の対策の進め方の検討に資するため、石綿製品製造事業場における特定化学物質等障害予防規則の関係規定の遵守状況、労働衛生管理状況等に

ついて調査的監督を実施するものである。

2 実施局

全局とすること。

3 実施時期

平成元年9月1日から9月30日までの間とすること。

4 対象事業場

管内の石綿製品製造事業場のうち、平成元年4月から8月までに臨検監督を行った事業場を除く全事業場とすること。

5 本調査的監督の重点事項及び調査事項

本調査的監督の重点事項及び調査事項は、別紙1「石綿製品製造事業場の実態に係る調査的監督調査票」（以下「調査票」という。）に掲げる事項とすること。

6 本調査的監督に当たっての留意事項

(1) 本調査的監督は、関係法令の遵守状況をはじめ石綿に係る労働衛生管理の実態の把握を中心に行うものであるが、通常臨検監督の一環として実施するものであることに留意し、石綿に係るものはもちろん、石綿以外に係るものであっても、法令違反等に対しては、それぞれ所要の措置を講ずること。

(2) 本調査的監督に当たっては、別紙1の調査票を使用し、所要の事項を記入すること。

(3) なお、別添1のとおり「石綿製品の製造工程図」を添付するので、本調査的監督の機会をとらえ、これを参考として、対象事業場の製造工程を把握する等今後の監督指導の基礎的資料の整備に努めるよう配意すること。

7 本調査的監督結果の報告

(1) 本調査的監督の結果については、本省において集計を行うので、別紙2「石綿製品製造事業場の実態に係る調査的監督実施状況報告」に調査票を添付の上、平成元年10月31日までに本省監督課へ送付すること。

(2) 調査票の本省への送付に当たっては、調査事項の記入漏れ、誤記等のないように、送付前に所要の点検を行うこと。

(3) その他、本調査的監督に係る問い合わせについては、本省監督課監督係に対して行うこと。

石綿製品製造事業場の実態に係る調査的監督調査票

局 署

事業場名

労働者数	男	人	女	人	計	人
うち石綿作業者数	男	人	女	人	計	人

使用している石綿の種類	使用量	石綿製品の種類	生産量
1 クリソタイル（白石綿）	ト		
2 アモサイト（茶石綿）	ト		
3 クロシドライト（青石綿）	ト		
4 その他	ト		

(注)石綿製品の種類は、別紙2の区分により分類し、使用量及び生産量は、年間(昭和63年又は直近の1年間)の概数を記入のこと。

I 事業場の衛生管理体制等関係

1 法違反状況

事	項	法・規則	違反
1	総括安全衛生管理者の選任	安2	
2	衛生管理者の選任	安7	
3	安全衛生推進者の選任	安12の3	
4	産業医の選任	安13	
5	衛生委員会の設置	安法18,19	
6	安全衛生教育（雇入れ時等）	安35	
一般健康診断 の実施	7 雇入れ時	安43	
	8 定期	安44	

(注) 1 「法・規則」欄の意味は次の通りである。「安法」⇒「労働安全衛生法」、「安」⇒「労働安全衛生規則」、「特」⇒「特定化学物質等障害予防規則」、「じ法」⇒「じん肺法」、「じ」⇒「じん肺法施行規則」「安130(1)」⇒「労働安全衛生規則第13条第1項第1号」
2 「違反」欄には、違反の場合に○印を付け、該当しない場合に斜線を引くこと。

(以下同じ。)

(以下は、石綿に係るもののみを対象として記載すること。)

II 設備・施設関係

1 局所排気装置・除じん装置

(1) 法違反状況

事	項	法・規則	違反
1	局所排気装置の設置	特50	
局 排 の 要 件	2 発散源毎のフード	特70	
	3 掃除しやすい構造のダクト	特70	
	4 除じん装置の前置	特70	
	5 排出口の屋外設置	特70	
	6 性能〔5繊維/㎥〕	特70	
	7 (性能〔2繊維/㎥〕)	(基発408)	()

(注) 局所排気装置の性能については、事業場における測定データ等により確認できた場合に記入し、データ等がない場合には△印を付けること。

なお、昭51.5.22基発408の指導基準(法定の濃度基準は5繊維/㎥以下であるが、当面2繊維/㎥以下を目途に指導すること。)を超えている場合には違反欄の()内に○印を付けること。

8	局所排気装置の稼働	特8	
除じん装置	9 設置	特9①	
	10 前置き除じん装置	特9②	
	11 有効稼働	特9③	
12	届出	特52①又は②	

(2) 局所排気装置の設置又は要件違反(特50, 特7)の内容

製品の種類	工程の名称	違反の条文
		50、70、②、③、④、⑤
		50、70、②、③、④、⑤
		50、70、②、③、④、⑤

- (注) 1 「製品の種類」欄は、製造している石綿製品が2種類以上ある場合に記入すること。
 2 「工程の名称」欄は、別添1の「石綿製品の製造工程」を参考すること。
 3 違反の条文については、該当するものに〇印を付けること。

(3) 除じん装置の除じん方法等(該当するものに〇印を付けること。)

(除じん方法) (該当の場合) (ろ材の粉じん払い落とし方式)

1 バグフィルター	→	1 振動払い落とし方式	
2 サイクロン		2 逆洗払い落とし方式	
3 スクラバー		3 パルスジェット 払い落とし方式	
4 電気集じん機			
5 その他 ()		4 その他 ()	

- (注) 1 不明の場合には、その欄に不明と記入すること。
 2 振動払い落とし方式とは、一般にモーターの回転運動をリソク機構等により振動に変換し、ろ材をゆすることで、ろ材たい積ダストをはく離させる方式である。手で振動を与えるものもある。
 3 逆洗払い落とし方式とは、ろ材のろ過時と逆方向に空気を流すことにより、ろ材を変形させ、ろ材たい積ダストを吹き飛ばす方式である。
 4 パルスジェット払い落とし方式とは、逆洗払い落とし方式の一種で、逆洗空気のかわりに圧縮空気を使用する方式である。

2 その他の設備・施設

(1) 法違反状況

	事項	法・規則	違反
1	ぼろ等の処理	特12②	
2	不透水性の床	特21	
3	立入禁止措置	特24	
4	容器等	特25	
5	休憩室の設置	特37①	
6	洗浄設備	特38	

III 定期自主検査関係

1 局所排気装置・除じん装置

(1) 法違反状況

事		項	法・規則	違反
定期自主 検査の実施	1	局所排気装置	特30(1)	
	2	除じん装置	特30(2)	
3	定期自主検査の記録及び保存		特32	
4	補修等		特35	

(2) 実施方法等 (該当するものに○印を付けること。)

定期自主検査 の実施者	1	外部機関	(該当有の場合)	
	2	自社		
定期自主検査 指針の利用状況			3	利用している
			4	利用していない
定期自主検査者等 養成講習			5	インストラクター講習を受講
			6	検査者講習を受講
			7	上記の講習は受講していない

- (注) 1 定期自主検査指針とは、自主検査指針公示第5号「局所排気装置の定期自主検査指針」及び第6号をいうが、これらと同等のものが社内基準等であり、それを利用している場合は、指針を利用している場合は、指針を利用しているとする。
- 2 インストラクター講習及び検査者講習とは、それぞれ昭58.10.11基発563の「局所排気装置等定期自主検査インストラクター講習」及び「局所排気装置等定期自主検査者講習」をいうこと。

(3) 定期自主検査の結果 (過去3年間における状況を記入すること。)

1	定期自主検査における異常の有無	有	無
---	-----------------	---	---

有の場合 (年 月 実施)

異常のあった装置、箇所、異常の概要及びその補修状況 (過去3年間における状況を記入すること。)

IV 作業環境測定関係

1 法違反状況

事		項	法・規則	違反
測定	1	実施	特36①	
	2	記録の保存	特36③	
評価	3	評価の実施	特36②①	
	4	30年間保存	特36②③	
事後 措置	5	改善措置の実施	特36③①	
	6	再測定及び再評価	特36③②	
7	呼吸用保護具の使用		特36③③	

2 測定実施結果（過去3年間における直近の状況を記入すること）（ 年 月実施）

測定実施単位 作業場所数	管 理 区 分			
	1	2	3	不明

(注)

管理区分の欄は該当する単位作業場所数を記入すること。

工 程 名		モデル様式の番号			
測 定 及 び 評 価	1	単位作業場所の広さ	2 2		
	2	A 測定 of 測定点の数	2 3		
	3	幾何平均値 $M_1 (M)$	7 1		
	4	幾何標準偏差 $\sigma_1 (\sigma)$	7 2		
	5	第1評価値 E_{A1}	7 3		
	6	第2評価値 E_{A2}	7 4		
	7	B 測定 of 値 C_B	7 5		
	8	管理区分	8 4		

(注)1

上記は作業環境測定結果記録表の記録をそのまま(モデル様式(昭59.11.12基発607、改正平1.3.31基発165)の番号を)転記すること。

2 測定実施単位作業場所が4箇所以上ある場合は、第2評価値の大きい順に3箇所を記入すること。

3 過去3年間実施していない場合には、この欄を斜線で消すこと。

3 改善措置の実施状況（特36の3①）

作業環境測定の結果に基づき、改善措置を実施した場合はその概要（過去3年間における直近の状況を記入すること。）（ 年 月 実施）

工程名及び実施概要

V 健康管理関係

1 法違反状況

(1) 特定化学物質等健康診断

事 項		法・規則	違反
健康診断 の実施	1	従事労働者	特39①
	2	配置転換者	特39②
	3	第2次健康診断	特39③
4	記録の保存	特40②	
5	結果報告	特41	

(2) じん肺健康診断

事	項	法・規則	違反
1	就業時	じ法7	
2	定期	じ法8	
3	定期外	じ法9	
4	離職時	じ法9の2	
5	X線写真等の提出	じ法12	
6	記録の作成及び保存等	じ法17	
7	報告	じ37	

2 特定化学物質等健康診断実施結果 (年 月 実施)

従事労働者数	受診労働者数	要二次健診者数	二次健診受診者数	異常なしの者の数	異常の疑いのある者の数	疾病と診断された者の数
人	人	人	人	人	人	人

異常の疑いがある、又は、疾病にかかっていると診断された者がいる場合には、その概要

- (注) 1 過去3年間における直近の状況について記入すること。
 2 特定化学物質等健康診断結果報告書の記録を転記する等により記入すること。
 3 過去3年間実施していない場合には、この欄を斜線で消すこと。

3 じん肺健康管理実施状況 (年の管理状況)

粉じん作業労働者数	じん肺管理区分ごとの人数						合併症
	1	2	3イ	3ロ	4	不明	
人	人	人	人	人	人	人	人

- (注) 1 過去3年間における直近の状況を記入すること。
 2 じん肺法施行規則別表第24号(石綿製品の製造等の作業)に係る労働者の実施状況についてじん肺健康管理実施状況報告書の記録を転記する等により記入すること。
 3 過去3年間実施していない場合には、この欄を斜線で消すこと。

VI 作業管理関係

1 法違反状況

事	項	法・規則	違反
1	作業主任者の選任	特27	
2	作業主任者の職務	特28	
3	喫煙等の禁止	特38の2①	
4	掲示	特38の3	
5	作業の記録及び30年保存	特38の4	
石綿の措置	6	湿潤化	特38の8①
	7	ふたのある容器	特38の8②
8	呼吸用保護具の備え付け	特43	
9	保護具の数等	特45	

2 備付けられている呼吸用保護具の種類(備付けられているものに〇印を付けること。)

種	類	備え付け
1	取替え式防じんマスク	
2	使い捨て式防じんマスク	
3	電動ファン付き粉じん用呼吸用保護具	
4	送気マスク	
5	空気呼吸器	
6	その他 ()	

3 作業床の清掃状況 (昭51.5.22基発408関係)

作業床の清掃実施の有無	有	無
-------------	---	---

有の場合

頻 度	1	毎日1回以上	
	2	その他 ()	
清掃の方法	3	水 洗	
	4	真空掃除機	
	5	その他 ()	

4 作業衣の管理状況 (昭51.5.22基発408関係) (該当するものに〇印を付けること。)

1	専用の作業衣の着用	有	無
2	汚染作業衣の保管設備	有	無
3	洗濯による汚染除去	有	無
4	作業衣の持出し禁止	有	無

5 廃棄物の処理状況(該当するものに〇印を付けること。)

処理	1	自社で再利用	
	2	自社で土中に埋める等により廃棄	
方法	3	外部に委託	
	4	その他 ()	
保管 状態	5	容器に密封している	
	6	ビニール袋に密封している	
	7	その他 ()	

(注) 1 その他には、一般のゴミと同様に廃棄することなどが該当する。
2 保管状態は、石棉製品を製造する工程において発生した廃棄物を、
自社又は外部の機関で最終的に処理するまでの間の状況について記
入すること。

VII 有害物(石棉)の表示関係

1 法違反状況

事	項	法・規則	違反
1	名称等の表示	安31	
2	文書の交付	安34の2	

(注) 表示内容が統一表示内容(昭和50.3.27付け基発第170号)
と異なる場合にはその印刷物、コピー等を調査票の末尾に添付すること。

2 表示方法等（該当する事項に○印をつけること。）

石綿セメント製品（建材）関係（指導事項）

“aマーク”の建材1枚毎の表示

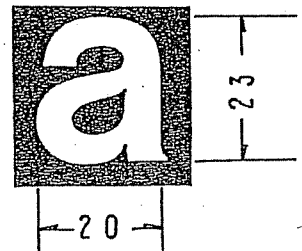
1	表示している	
2	表示していない	

→ 理由

3	準備中	平成 年 月より実施予定	
4	準備中	実施時期未定	
5	業界の合意事項を知らない		
6	その他（理由）		

（注）「業界の合意事項」とは、（社）日本石綿協会が、労働省の指導に基づき、石綿をその重量の5パーセントを超えて含有する建材について、平成元年7月以降製造するものについては、製品1枚ごとに石綿含有製品であることを示すaマーク（下図を参照）を表示することとし、その旨を会員事業場へ通知したことをいうこと。

実物大、 マーク“a”



Ⅷ その他

1 石綿製品の代替化（無石綿化）又は製品中の石綿含有率の低減化

1	計画の有無	有	無
---	-------	---	---

有の場合はその概要

対象製品、計画の目標時期、代替物の名称、含有率の低減の程度等

参考情報

当該事業場について、参考となるような情報があれば記入すること。

情報例：単品融資・職場環境改善資金・中小企業共同安全衛生改善事業助成制度の利用状況、労働衛生コンサルタントの活用状況、石綿の一般大気中への飛散についての地方自治体の個別指導状況、局所排気装置の未設置の理由、各種労働衛生管理上の工夫例

--

監督官意見

今後の石綿対策を推進する上で意見があれば記入すること。

--

石綿製品製造事業場の実態に係る調査的監督実施状況報告

(局)

1 監督実施状況

区分	製品の種類	対象事業場数	監督実施事業場数	違反事業場数
石綿製品	紡織品			
	ジョイントシート			
	石綿紙、石綿板			
	摩擦材			
	保温材			
	その他()			
	()			
石綿セメント製品	石綿スレート			
	パルプセメント板			
	石綿管			
	石綿セメント円筒			
	その他()			
	()			
その他	各種充てん材			
	アスファルト混合			
	その他()			
	()			
計				

- (注) 1 最も生産量の多い製品により記入すること。
 2 製品の種類の区分については、別添2「石綿製品の種類、製造方法、使用箇所、その他」を参考に記入すること。
 3 違反事業場数の欄については、別紙1の調査票の衛生管理体制等も含めた石綿関係の法違反があった事業場の数を記入すること。

2 使用している石綿の種類

石綿の種類	対象事業場数	監督実施事業場数
クリソタイル(白石綿)		
アモサイト(茶石綿)		
クロシドライト(青石綿)		
その他()		
()		
()		

- (注) 1 2種類以上の石綿を使用している事業場については、それぞれの欄に計上すること。
 2 国内で使用されている石綿のうち、95パーセント以上はクリソタイル(白石綿)で、その次はアモサイト(茶石綿)であり、クロシドライト(青石綿)はごく限られた用途を除いてはほとんど使用されていないとされていること。なお、これら以外の石綿としては、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトがあること。

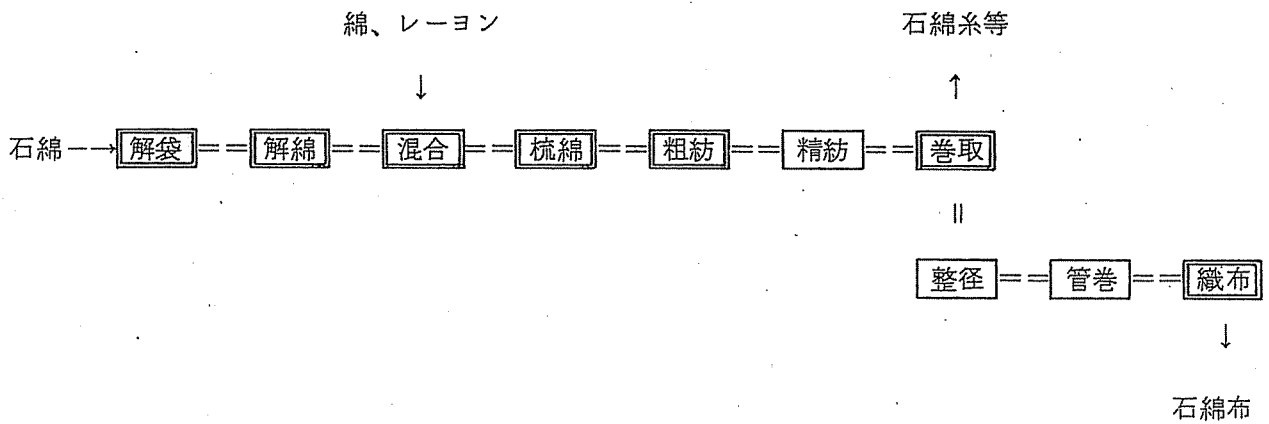
別添 1

石綿製品の製造工程図

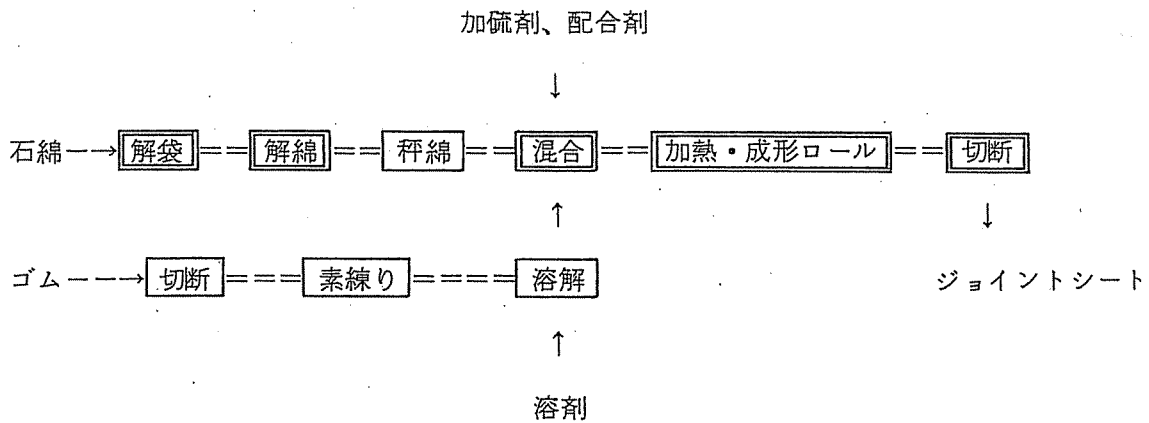
注 1 代表的な石綿製品の主な製造工程の例を示した。

注 2 工程のうち□で囲ったものは、おおむね除じん装置を設置している工程である。

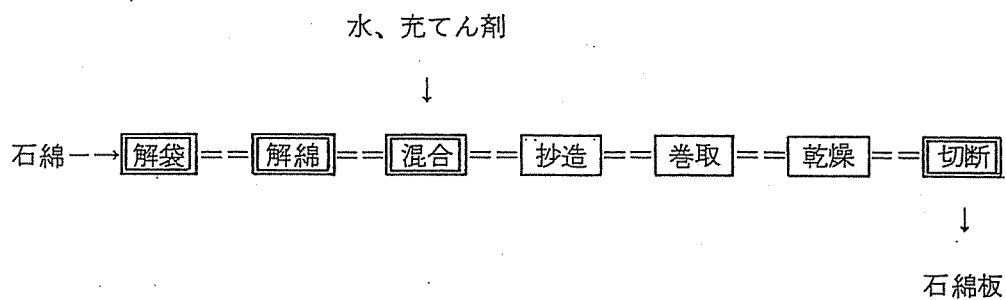
1 紡織品（石綿糸、石綿布等）



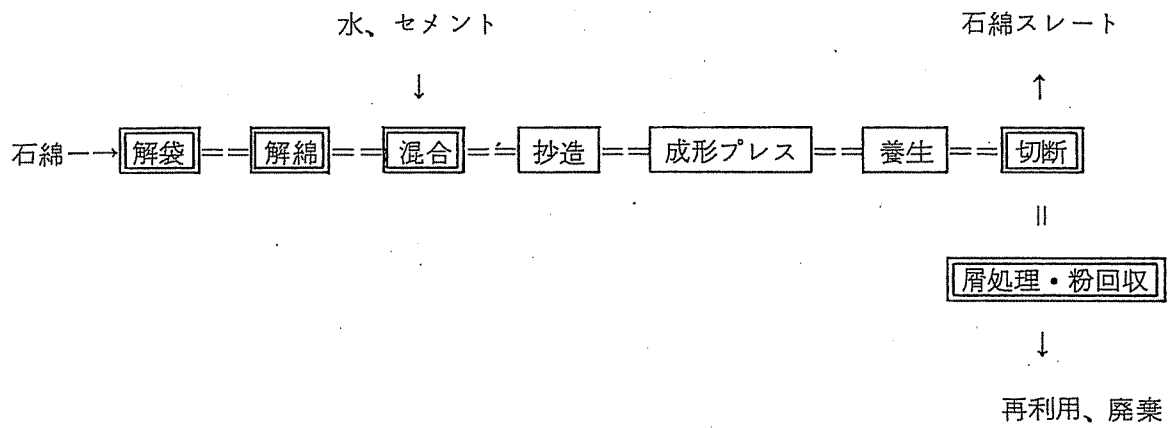
2 ジョイントシート



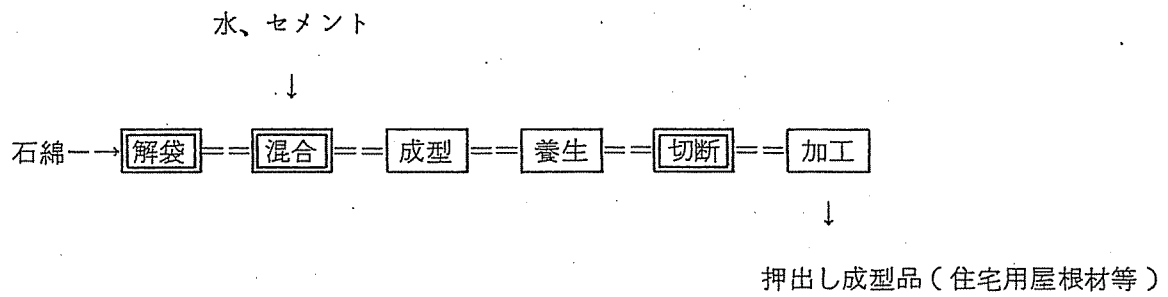
3 石綿板



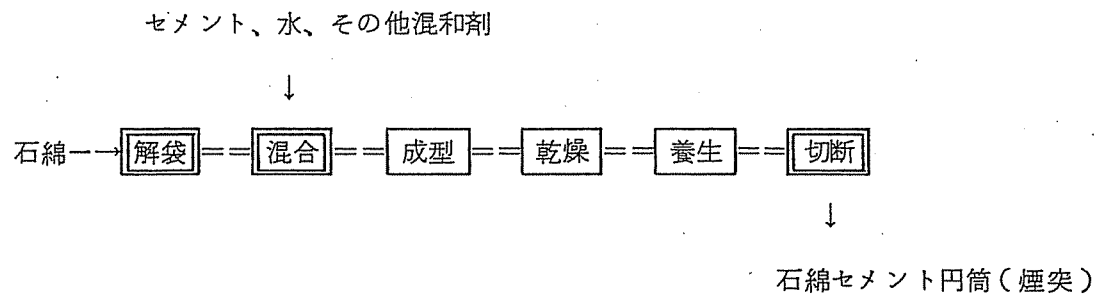
7 石綿スレート板



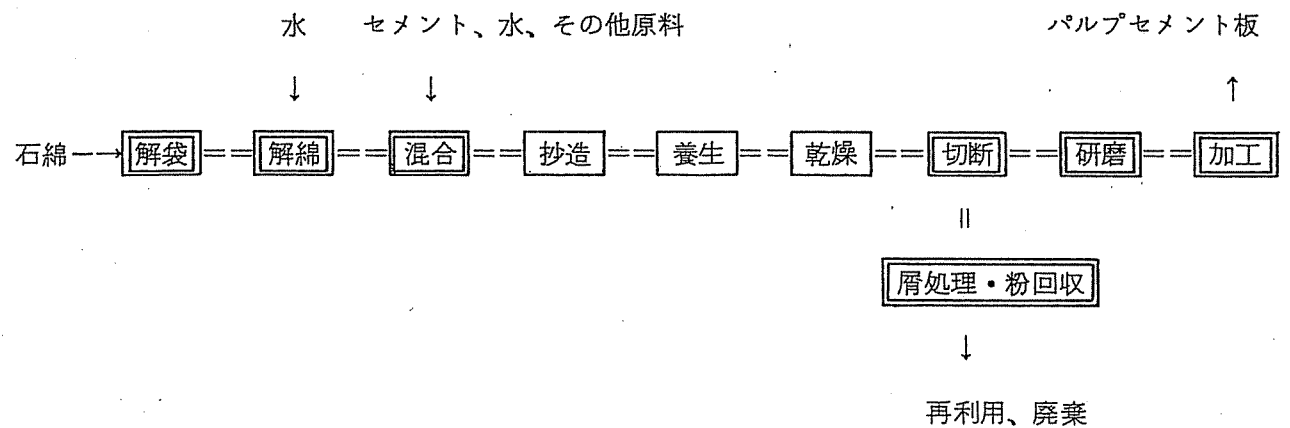
8 押し成型品



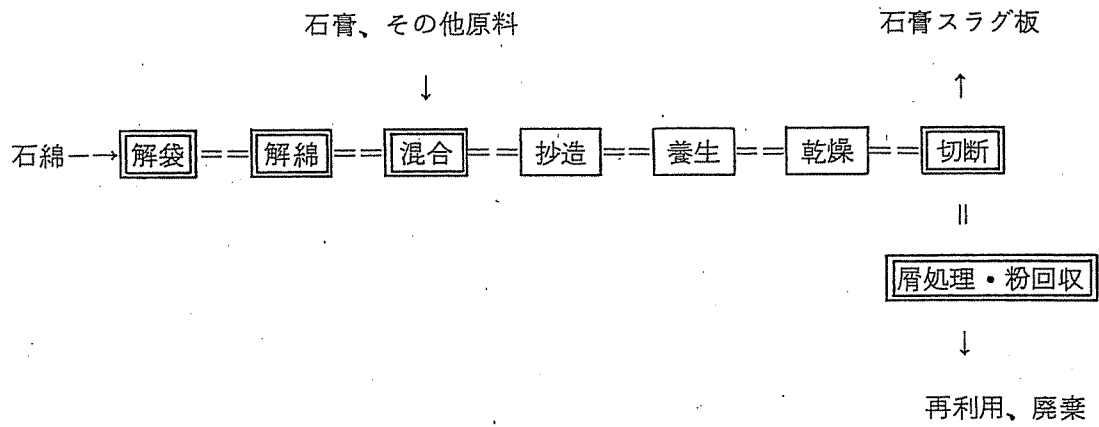
9 石綿セメント円筒



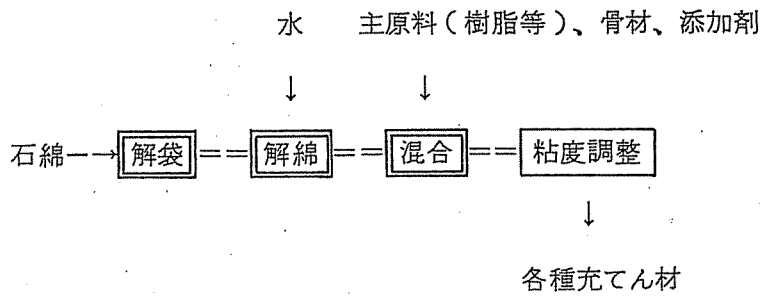
10 パルプセメント板



11 石膏スラグ板



12 各種充てん材



石綿製品の種類、製造方法、使用箇所、その他

石綿製品の種類				原料及び製造方法	使用部門	使用箇所	石綿含有量 (%)	J I S 規格	
大区分	中区分	小区分	細区分						
石綿製品	紡織品	石綿糸		<ul style="list-style-type: none"> ・クリソタイル石綿繊維又はクリソタイル石綿繊維と他の有機繊維を混ぜて紡いだ糸 ・石綿布、石綿パッキンひも等の中間製品の他そのまま使用する用途もある。 	熱を使用する部門	電線及び管の被覆と充てん材	80~100	R 3450	
			石綿布	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿糸を平織りにした布 ・石綿布を用いた各種加工品がある 	造船、製鉄、自動車	防火カーテン、防火幕 石綿被覆類、石綿ふとん、保温材、パッキン類	80~100	R 3451	
		その他	電解隔膜	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿繊維又は石綿繊維と綿からなる織布 	ソーダ工業、硫安工業	電解の隔膜			R 3456
			石綿パッキンひも	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿糸を用いた組みひも 	製鉄、化学工業	パッキン充てん用シール材料、保温材料			R 3452
		リボン不織布各種編ひも、パッキン	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿を用いて製造 	熱を使用する部門	防火用、パッキン保温材料				
	ジョイントシート		<ul style="list-style-type: none"> ・石綿繊維にゴムと加硫剤、その他の配合物又は充てん材を混和し緻密で均等な原糸状に加熱圧縮したもの 	熱を使用する部門	パッキン輸送管、機器のガスカート	65以上	R 3453		

石綿製品の種類				原料及び製造方法	使用部門	使用箇所	石綿含有量(%)	JIS規格
大区分	中区分	小区分	細区分					
	石綿紙 石綿板	石綿板	石綿板	・石綿繊維に適量の充てん材を加えて抄紙する	船舶, ガス, 鉄鋼自動車	ガasket, 断熱材料	50以上	R 3454
			電気絶縁用石綿セメント板	・石綿繊維を素材としセメントを結合材として加圧法又は抄造法によって製造	建築, 電気	電気機器の耐熱部		C 2210
			航空発電機用ガasketシート	・長繊維の石綿, ゴム又はこれに代わるもの	航空	発動機関の関係部所		W 1102
		石綿紙		・石綿繊維と結合材を主体とし, 必要に応じて填料, 繊維質を加えたもの	電気, ソーダ, ダイカスト保温材	電気絶縁紙	90以上	—
摩擦材	自動車用ブレーキ材	自動車用クラッチフェーシング	自動車用クラッチフェーシング	・石綿繊維又は石綿紡織品に合成樹脂及び各種充てん材を混合, 付着, 含浸されたものを熱硬化成形する	自動車	クラッチ	40~60	D 4311
					"	ブレーキ	40~60	D 4411
					"	ディスクブレーキ	20~40	—
	産業機械用摩擦材	産業機械用ブレーキライニングクラッチブレーキ等				各種産業機械	ブレーキ	—
"						クラッチ	—	—
	鉄道用摩擦材				鉄道	ブレーキ	—	

石綿製品の種類				原料及び製造方法	使用部門	使用箇所	石綿含有量(%)	JIS規格
大区分	中区分	小区分	細区分					
	保温材	石綿保温材		・石綿を開綿し、これを主材として適当な接着剤を加えて板状及び円筒状に成形したもの	建築、土木	保温板、保温筒、保温組みひも、石綿ふとん	—	A 9502
		けいそう土保温材		・けいそう土乾燥粉末を主材として、これに石綿繊維を均一に配合したもの	”	保温材	—	A 9503
		けい酸カルシウム保温材		・けい酸質粉末、石灰、石綿繊維等を均一に配合し、蒸熱反応による	”	保温材、保温筒	—	A 9510
		パーライト保温材		・パーライト接着剤及び石綿繊維又は無機繊維を均等に配合して成形したもの	”	”	—	A 9512
		バーミキュライト保温材		・バーミキュライトと石綿及び耐熱バインダーを配合し、水練又はプレス成形によって保温板や保温筒を作る	”	”	—	—
		インシュレーティングキャスタブル		・軽量角材に石綿、アルミナセメントを配合し、水を加え流し込み又はコテ塗りして施工する	”	”	—	—
	吹付け材			・鉄骨建築等にかつて石綿を吹付け噴霧したが、現在は用いられていない	—	—	—	—
石綿セメント製品	石綿スレート	波板、石綿セメント板(ボード)		・セメントと石綿を主原料とし、若干の混和材を加え、適量の水を加えて混合し抄造後、必要な圧力を加えた後、十分に養生し、ボードについては一定の含水率になるまで乾燥	工場、家屋	防火壁	15 15~35	A 5403
		特殊ボ	石綿パ	・石綿、セメント及	”	”	0.5~0.8	A 5413

石綿製品の種類				原料及び製造方法	使用部門	使用箇所	石綿含有量(%)	J I S規格
大区分	中区分	小区分	細区分					
		ード	ーライト板	びパーライトを主原料とし、抄造、成形する	〃	〃		
			石綿セメントけい酸カルシウム板	・石綿、石灰質材料及びけい酸質材料を主原料とし、抄造成形してオートクレーブ養生する	〃	内装	20	A 5418
			化粧石綿セメント板	・石綿セメント板の表面を化粧した板	〃	内装・外装	15~35	A 5421
			化粧石綿セメントけい酸カルシウム板	・上記の板の表面に化粧加工した板	〃	〃	15~35	A 5424
			吸音用穴あき石綿セメント板	・石綿スレートのフレキシブル板及び軟質板に穴あけ加工したもの	〃			A 6302
			住宅外装用石綿セメント下見板及び石綿セメント羽目板	・石綿及びセメントを主原料とした板状製品	〃	外装	15	A 5422
			住宅屋根ふき用石綿スレート	・セメント及び石綿を主原料とした屋根ふき材	〃	野地板下地の上に施工	15	A 5423
		パネル	合板補強石綿セメント板	・石綿セメントと合板を接着した板	〃	外装	—	A 5425
			石綿スレート	・木毛セメント材を心材又は裏面材とし	〃	屋根下地・壁	—	A 5426

石綿製品の種類				原料及び製造方法	使用部門	使用箇所	石綿含有量(%)	JIS規格
大区分	中区分	小区分	細区分					
			木毛セメント合成板	その両面又は片面に石綿セメント板を接着した合成板				
石綿セメント製品	石綿セメント円筒			・セメントと石綿を主原料とし、若干の混和材を加え、適量の水を加えて混合し、のり状にしたものを圧縮成形した後、十分に養生を行う	工場、家屋	煙突	14~20	A 5405
		石綿管	水道用石綿セメント その他ケーブル用保護管等	・セメントと石綿を主原料とし、輪転機巻き付け方法によって製造、必要な場合は無機物材料を使用する 管は水中養生又はオートクレーブ養生を行う	水道	上水道	約 17	A 5301
	パルプセメント板	パルプセメント板	・セメント、石綿、パルプ及び無機質混和材を主原料として抄造成形する	工場、家屋	内装壁材 天井、間仕切り、軒天	5	A 5414	
		化粧パルプセメント板	・パルプセメント板の表面を化粧した板	"	"	5	A 5420	
		パルプセメントパーライト板	・セメント、石綿、パルプパーライト及び無機質混合材を主原料として抄造成形した板	"	浴室、調理室等の壁、天井	10	A 5427	
		化粧パルプセメントパーライト板	・パルプセメントパーライト板の表面に化粧した板	"	"	10	A 5428	
		その他	石膏スラグ板	・石膏に石綿を加えてウエットマシーンにより製造する	"	外壁、間仕切り壁	—	—
	押し出し石綿	・セメントに石綿を加えて押し出し成形法	"	"	—	—		

石綿製品の種類				原料及び製造方法	使用部門	使用箇所	石綿含有量(%)	JIS規格
大区分	中区分	小区分	細区分					
		セメント製品		によって製造する				
その他	ビニール床タイル			・塩化ビニール樹脂を主原料として成形し、充てん材に石綿を用いる	建築	床タイル	約 12.5	W 1102
	アスファルト混合			・石綿とアスファルト混合	建築, 自動車	屋根, タイル, 自動車車体底部塗装		
	鑄鉄管ライニング			・石綿と混合	機材, 土木	鑄鉄管		
	潤滑用グリース			・ベアリング用グリースに混合	機械	ベアリング用グリース		
	各種充てん材			・接着材, 塗装等に充てん材として石綿を用いる				

(注1) 本表は、各種資料及びヒヤリング結果を基にしてとりまとめたものである。

(注2) 上記の他、現在使われていないが、過去に生産・使用された製品等も各種ある。主なものは次のとおりである。

- ① 吹付け材：鉄骨建築等に吹付け噴霧
- ② 舗装材：道路舗装時にアスファルトに混合
- ③ 酒・ビール製造時のフィルター
- ④ ドライヤー耐熱材